

産前産後期間の免除申請が始まります

出産前後の一定期間の国民年金保険料が申請することで、免除され、納付したものとみなされます。受付開始は、平成31年4月1日からです！

【 免除対象者 】

次の①と②に該当する方が、産前産後期間の免除申請対象者になります。

① 国民年金第1号被保険者

② 平成31年2月以降に出産した方あるいは、出産の予定がある方

※②の出産とは、妊娠85日（4か月）以上の分娩（死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む）のことです。

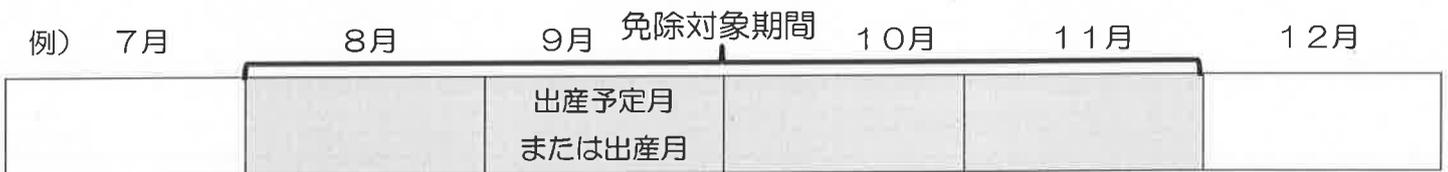
※国民年金任意加入者は、上記に該当する場合でも産前産後期間の免除対象とはなりませんので、ご注意ください。

※法定免除や一般免除、学生納付特例よりも産前産後期間免除が優先されるので、免除を受けている場合でも申請が必要になります。

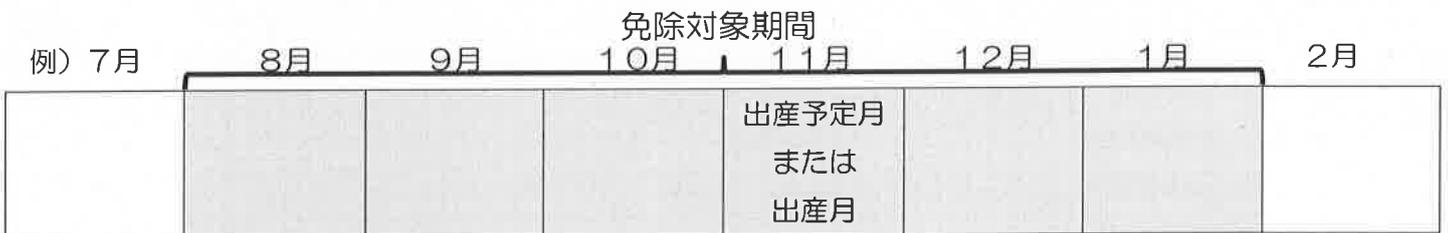
【 対象期間 】

生まれてくるお子さんまたは生まれたお子さんの人数で対象期間が異なります。

① お一人（単胎妊娠）の場合：出産予定月または出産月の前月から4か月間



② 双子・三つ子などの多胎妊娠の場合：出産予定月または出産月の3か月前から6ヶ月間



※平成31年4月1日より免除開始（施行）となりますので、

平成31年2月ご出産の方は、平成31年4月分のみ

平成31年3月ご出産の方は、平成31年4・5月分のみ

平成31年4月ご出産の方は、平成31年4・5・6月分のみが免除対象となります。

※出産予定月と実際の出産月が異なる場合でも原則として期間の変更はありません。例外として、対象期間の月数が増える場合のみ期間の変更があります。例えば、お一人を出産予定だった方が、実際には双子をご出産されたなど、対象期間が4か月から6か月となる場合です。

※免除となるのは、国民年金保険料のみのため付加保険加入者の付加保険料は納付することができます。

【 手続き 】

那覇市民の場合は、那覇市役所本庁舎ハイサイ市民課年金グループにて、出産予定月の6か月前から受付できます。添付書類については、下記一覧のいずれかをご準備ください。

届出時期	添付書類	
出産前	必要	親子健康手帳、医療機関が発行した出産予定日等の証明書、 その他出産予定日を明らかにすることができる書類
出産後	必要	親子健康手帳、医療機関が発行した出産日等の証明書、 その他出産日および身分関係を明らかにすることができる書類、 戸籍謄本（抄本）、戸籍記載事項証明書、出生届受理証明書
死産・流産 などの妊娠85日 (4か月)以上の分娩	必要	死産証明書、死胎埋火葬許可証、親子健康手帳、 医療機関が発行した死産等の証明書、 その他死産等の日および身分関係を明らかにすることができる書類

【 免除承認者の産前産後期間終了後の手続き 】

法定免除や一般免除、学生納付特例の承認期間中に産前産後免除が該当した場合は、当該産前産後免除期間終了後に、改めて免除申請を行う必要はありません。ただし、当該産前産後免除期間が申請年度をまたぐ場合は、一般免除承認者は継続免除審査対象者となりますが、学生納付特例承認者には、日本年金機構より改めて申請書を送付されますので、ご提出ください。